

## 清須市告示第52号

### 清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、水資源を有効利用するとともに、雨水の流出を抑制することにより環境負荷の軽減を図るため、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対して、予算の範囲内で浄化槽雨水貯留施設転用費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により同号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号）の定めるところにより設置するものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する槽及びその関連する排水設備で、貯留した雨水を散水等に利用するための施設をいう。
- (4) 市税等 清須市税条例（平成17年清須市条例第53号）、清須市都市計画税条例（平成17年清須市条例第54号）及び清須市国民健康保険税条例（平成17年清須市条例第55号）に規定する税並びに清須市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成23年清須市条例第17号）に規定する受益者負担金及び分担金をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。

(2) 下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事と同時期に工事を行うこと。ただし、災害その他の事由により市長が相当の理由があると認めた場合については、この限りでない。

(3) 官公署、事業所その他の法人でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等(以下「転用工事」という。)に要する経費(補助金の交付を受けようとする者の負担する経費に限る。以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 浄化槽内部の汚泥のくみ取費及び清掃費
- (2) 浄化槽内部の不用部品の撤去費及び仕切り板の穴あけ工事費
- (3) 浄化槽の浮力防止工事費
- (4) 雨水集水配管及び雨水管の取付工事費
- (5) ポンプ及びポンプの設置に係る工事費
- (6) その他転用に附属する工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額の上限は、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請と併せて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼調査承諾書(第2号様式)
- (2) 配置図、平面図及び配管図
- (3) 見積書又は契約書の写し
- (4) ポンプ仕様書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付決定通知書の送付を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(事業内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請の内容を変更（中止を含む。）しようとするときは、速やかに浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認申請書（第4号様式）に、必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、工事完了の日から起算して7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第7条第1項に規定する完了届と併せて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(1) 工事の写真（着手から完了までの工事の過程がわかるもの）

(2) 請求書及び領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検査及び交付額の確定)

第10条 市長は、前条の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修を命じ再検査を行うものとする。

2 市長は、前条又は前項の検査を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条に規定する検査に合格し、補助金の交付を受けよう

とするときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

（雨水貯留施設の維持管理）

第13条 補助対象者は、転用工事の完了後、その責任と負担において雨水貯留施設の機能が正常に稼働するよう維持管理しなければならない。

2 市長は、補助対象者に対して、雨水貯留施設の維持管理及び運転管理について指導及び助言を行うことができる。

（雑則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
フリガナ  
申請者 氏 名   
電話番号

清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

設 置 場 所	清須市
設置に要する経費 (補助対象経費)	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 誓約書兼調査承諾書（第2号様式） 2 配置図、平面図及び配管図 3 見積書又は契約書の写し 4 ポンプ仕様書 5 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼調査承諾書

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請に当たり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

1 誓約事項

- (1) 納期限が到来している清須市の市税等に未納額がないこと。
- (2) 転用工事の完了後、その責任と負担において雨水貯留施設の機能が正常に稼働するよう維持管理及び運転管理を行うとともに、事故の防止及び安全対策に努めること。
- (3) 雨水貯留施設の維持管理及び運転管理について市長が行う指導及び助言に従うこと。
- (4) 前3号に掲げる事項が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に虚偽がある場合は、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付の資格を有すると認定されず、又は既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2 承諾事項

上記1(1)の確認のため、清須市の市税等の納付又は納付状況及び申告状況を清須市が調査し、補助金の申請資格の審査に利用すること。

年 月 日

清須市長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽雨水貯留施設転用費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交 付 決 定 額	円
交 付 時 期	工事の完了検査合格後とする。
交 付 の 条 件	
不 交 付 理 由	

- 備考
- 1 清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱を遵守してください。
  - 2 申請の内容を変更しようとする場合又は雨水貯留施設転用工事を中止しようとする場合は、変更承認申請書を提出してください。
  - 3 浄化槽雨水貯留施設転用工事を完了したときは、7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書を提出してください。

第4号様式（第8条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号



次のとおり申請します。

変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類	変更内容が確認できる書類	



第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更申請について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分		<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
承 認 の 条 件		
承 認 し な い 理 由		

第6号様式（第9条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号



次のとおり報告します。

設 置 場 所	清須市
交 付 決 定 額	円
完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 工事の写真（着手から完了までの工事の過程がわかるもの） 2 請求書及び領収書の写し 3 その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長

印

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金の交付額について、次のとおり確定したので通知します。

交 付 番 号	年 月 日 付 け	第 号
交 付 確 定 額	円	
交 付 の 条 件		


備考 補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書を提出してください。

第8号様式（第11条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 氏 名   
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました浄化槽雨水貯留施設転用費補助金を次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円  
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協 支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人 (申請者本人)	

※ フリガナは、左詰めで濁点・半濁点も1文字とし、姓と名の間は1字空けてください。